

事業実施・助成ガイドライン 細則 16 一般管理費等の適用比率の拡充にかかる措置

(対象となる事業)

第1条 一般管理費等の適用比率の拡充の対象となる事業は、JPF 助成事業のうち財源に政府資金を含む海外事業、かつ、本細則の定めに従って適用比率の承認を受け実施される事業とする。

(適用比率)

第2条 適用比率は、5%、10%、15%のいずれかとする。

(適用比率の申請)

第3条 第1条で定めた事業を申請する加盟団体は、新規事業を申請する際に、一般管理費等の適用比率についても、その拡充の要否にかかわらず、あわせて申請を行う。なお、既に一般管理費の適用比率の承認を受けており、同適用期間内にある加盟団体については、この限りではない。

2 加盟団体は、「一般管理費等の拡充申請にあたっての確認事項」の内容を確認し、「一般管理費等の適用比率にかかる申請書」ならびに「申請団体概要」（以下、申請書類）に必要事項を記入の上、JPF 事務局に提出する。

(適用比率の決定)

第4条 JPF 事務局は、加盟団体から提出を受けた申請書類をもとに、適用比率について審査を行い、常任委員会に審議を依頼する。

2 常任委員会は、JPF 事務局による審査書類をもとに、加盟団体の適用比率を決定する。

3 常任委員会による政府資金における一般管理費の適用比率の決定を受けた場合は、別途、外務省から同適用比率についての承認を受けなければならない。

4 JPF 事務局は、加盟団体に対して、承認された適用比率を通知する。

(適用比率の適用期間)

第5条 適用期間は、常任委員会で決定された一般管理費の適用比率の承認後、適用を受けた加盟団体が最初に実施する事業の開始日から3年経過後の9月末日までとする。

2 適用期間中、一般管理費の拡充の承認が取り消され、または適用比率が変更されない限り、上記第4条4で承認された一般管理費の適用比率を全ての事業に適用する。

(適用比率の拡充の適用要件)

第6条 一般管理費の適用比率にかかる適用要件は、要領1に定めたとおりとする。

2 JPF 事務局は、一般管理費の適用比率にかかる適用要件について、見直しを行い、常任委員会に提案することができる。

3 常任委員会は、JPF 事務局による提案をもとに、適用要件について審議を行う。

4 常任委員会にて審議された一般管理費の適用比率にかかる適用要件については、外務省から承認を受けなければならない。

(適用比率の拡充後のモニタリング)

第7条 適用比率の拡充を行った加盟団体は、年1回、助成カテゴリーの審査時に、適用要件の達成状況につ

いて、別途定める書式（以下、進捗報告）により報告を行う。

- 2 JPF 事務局は、年 1 回、加盟団体の進捗報告をもとに、適用要件の達成状況についてモニタリングを行い、その結果を常任委員会に対して報告する。
- 3 JPF 事務局は、加盟団体の進捗報告をもとに、適用期間における適用要件の達成状況について検証を行い、その結果を常任委員会に報告する。

附則

1. 本細則は、常任委員会メール審議 643 の議決により制定し、2020 年 3 月 13 日より施行する。
2. この細則は、2023 年度第 6 回常任委員会の議決により改正し、2024 年 1 月 26 日より施行する。
3. この細則は、2025 年度第 1 回常任委員会の議決により改正し、2025 年 5 月 23 日より施行する。